



福岡市 緊急通報システム

自宅での急な発作や事故など、緊急時に、身につけたペンダントを押すなどして、自動的に通報し助けを求めることができます。

申し込みができる人

※利用には**申し込みが必要**です。（裏面参照）

市内に居住する福岡市の介護保険被保険者で、健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な 65 歳以上のひとり暮らし、またはこれに準ずる人

緊急通報機器

固定電話回線をお持ちの方

※一部使用できない回線があります

《 固定電話型 》

緊急通報機器本体と、ペンダントがセットです。

本体の「緊急」ボタンか、ペンダントを押せば、自動で通報します。



固定電話回線をお持ちでない方

《 携帯電話型 》

ストラップを引き上げると自動で通報します

※ご自宅内のみ使用できます。

※発信先は受信センターのみです。

※緊急通報機器です。電話機としてはお使いいただけません。

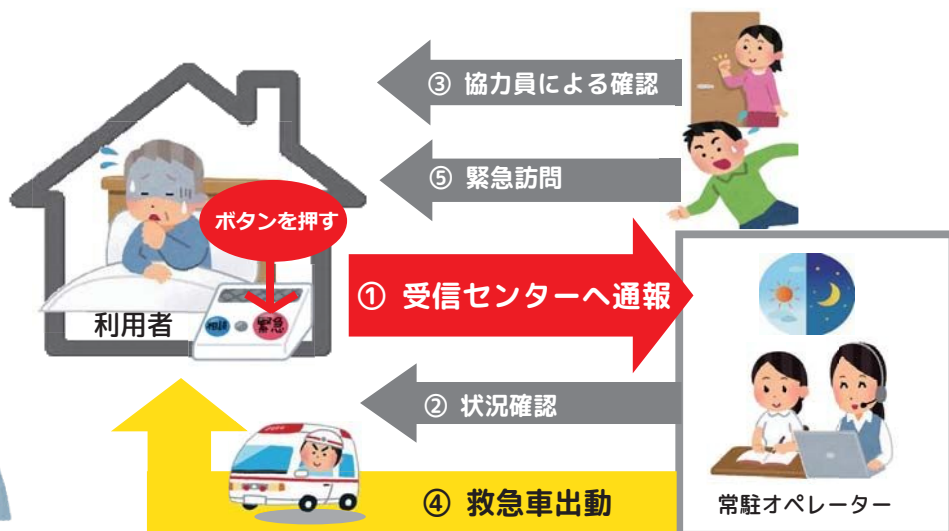


緊急通報はこんな時に役に立ちます

胸が苦しい・・動悸がする
転倒してけがをした・・
熱が出てフラフラする など



24 時間 365 日対応します



費用・申し込み先・問い合わせについて

費用（利用者負担額）

利用者の介護保険料所得段階	利用者負担額	
第1・2・3 段階	固定電話型	携帯電話型
	0円 / 月（負担なし）	0円 / 月（負担なし）
第4～15 段階	948円 / 月	1,145円 / 月

※第1～3段階の方（市民税非課税世帯の方）は負担なしです

その他・注意事項

- ★ サービスの申し込みに際し、原則2名の緊急通報協力員の確保が必要です。
（難しい場合はご相談ください。）
- ★ 携帯電話型の機器は、ご自宅内のみで使用できます。
また発信先は「受信センター」のみです。
- ★ 機器はレンタルです。本体やペンダント型発信機、充電器などを壊したり、失くしたりすると弁償が必要になりますのでご注意ください。
- ★ 固定電話型の機器を利用するには、固定電話回線が必要です。

問い合わせ・申し込み先

区	担当課	所在地	電話	FAX
東	福祉・介護保険課	東区箱崎 2-54-1 東区役所内	645-1071	631-2191
博多	福祉・介護保険課	博多区博多駅前 2-8-1 博多区役所内	419-1078	441-1455
中央	福祉・介護保険課	中央区大名 2-5-31 中央区役所内	718-1145	771-4955
南	福祉・介護保険課	南区塩原 3-25-3 南区保健福祉センター内	559-5127	512-8811
城南	福祉・介護保険課	城南区鳥飼 6-1-1 城南区役所内	833-4170	822-2133
早良	福祉・介護保険課	早良区百道 2-1-1 早良区役所内	833-4352	831-5723
西	福祉・介護保険課	西区内浜 1-4-1 西区役所内	895-7063	881-5874